

## 平成30年第2回 大石田町議会臨時会会議録

平成30年5月11日(金)、大石田町議会臨時会が大石田町議場において招集された。

1. 議長(村岡藤弥君) 午前 10 時 00 分 開会を宣す。

出席議員は次のとおり。

1 番 岡崎英和 君	4 番 関 幸悦 君	7 番 遠藤宏司 君
2 番 村形昌一 君	5 番 村岡藤弥 君	8 番 斎藤公一 君
3 番 小玉 勇 君	6 番 大山二郎 君	9 番 芳賀 清 君
		10 番 星川 久 君

地方自治法第121条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名。

町 長	庄司喜與太君	保健福祉課長	高橋慎一君
副町長	横山利一君	産業振興課長	
		(兼)農業委員会事務局長	井苺清隆君
総務課長	二藤部康暢君	建設課長	遠藤秀樹君
まちづくり推進課	間宮 実君	教育文化課長	荒井義孝君
町民税務課長			
(兼)会計管理者	早坂勝弘君	総務主幹	八 鍬 誠君

本会議に、職務のため出席した者の職氏名。

議会事務局長	鈴木 太
議会事務局議会主査	森 光弥

## 提出議案目録

- 報告第 4号 損害賠償の和解についての専決処分の報告について
- 承認第 1号 平成29年度大石田町一般会計補正予算(第11回)の専決処分の承認について
- 承認第 2号 平成29年度大石田町国民健康保険特別会計補正予算(第5回)の専決処分の承認について
- 承認第 3号 大石田町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について
- 承認第 4号 大石田町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について
- 承認第 5号 大石田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について
- 議案第40号 除雪ドーザの取得について

## 議 事 の 経 過

### 1. 議長(村岡藤弥君)

おはようございます。

ただ今から、平成30年第2回大石田町議会臨時会を開会いたします。

本日の会議に布川教育長が都合により欠席となりますので、ご了承を願います。出席議員数も定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、大石田町議会会議規則第125条の規定により

4番 関 幸 悦 君

6番 大 山 二 郎 君を指名いたします。

次に、日程第2. 会期の決定を議題といたします。会期につきましては、議会運営委員会を開催していただき協議を願っておりますので、その結果につきましては議会運営委員会委員長より報告を求めます。議会運営委員会委員長 星 川 久 君。

### 1. 議会運営委員会委員長(星川久君)

議会運営委員会の結果について報告いたします。

去る4月27日告示、本日招集されました平成30年第2回大石田町議会臨時会の会期・議事運営等について、本日午前9時30分より議会運営委員会を開き、提出される案件等を考慮し、慎重に協議した結果、本臨時会は、皆さんのお手元に配布している会期議事日程のとおりであります。

すなわち、本臨時会は本日1日限りの会期とし、その内容についてご説明申し上げ、皆さんのご賛同をいただきたいと存じます。

はじめに、ただ今報告している会期の決定をしていただきます。

次に、本臨時会に提出されている議案7件を上程し、提出議案について町長の提案理由の説明、並びに担当課長の補足説明をしていただきます。

補足説明終了後、本会議を休憩していただき、議場において全員協議会を開催し、本臨時会の議案説明をお願いしたい考えであります。

全員協議会終了後、ただちに本会議を再開し、議案の審議をお願いし、終決後、本臨時会を閉会する考えであります。

何とぞ、本委員会の決定どおり皆さんのご賛同とご協力をいただき、会議を進めて下さるようお願い申し上げます、委員会の報告といたします。

平成30年5月11日 大石田町議会運営委員会委員長 星 川 久。

### 1. 議長(村岡藤弥君)

ただ今、議会運営委員会委員長より報告のとおり本臨時会の会期は、本日1日限りとすることにご異議ありませんか。(議員:「なし。」)ご異議なしと認めます。したがって、会期は本日限りとすることに決定いたしました。

次に、日程第3. 報告第4号より、日程第9. 議案第40号まで、以上7件を一括して議題として上程いたします。

日程第10. 町長より上程議案について提案理由の説明を求めます。大石田町長 庄 司 喜 與 太 君。

### 1. 町長(庄司喜與太君)

おはようございます。

本日、第2回町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはお忙しい中、ご出席をいただき、心から感謝を申し上げるとともに、日頃より町政各般にわたって特段のご指導、ご協力を賜っておりますことに、深く感謝を申し上げます。

さて、ただ今上程になりました議案の大要についてご説明を申し上げます。

報告第4号「損害賠償の和解についての専決処分の報告について」であります。

町道上において生じた物損事故による損害賠償の和解について専決処分したので、地方自治法の規定により報告するものであります。

承認第1号「平成29年度大石田町一般会計補正予算(第11回)の専決処分の承認について」であります。

既決の予算から歳入歳出それぞれ530万円を減額して、予算総額54億3,382万6,000円とし専決処分したので、地方自治法の定めるところにより承認を求めます。

承認第2号「平成29年度大石田町国民健康保険特別会計補正予算(第5回)の専決処分の承認について」であります。

既決の予算から歳入歳出それぞれ688万4,000円を減額して、予算総額10億6,858万5,000円とし専決処分したので、地方自治法の定めるところにより承認を求めます。

承認第3号「大石田町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について」であります。

山形県道路占用料徴収条例の一部改正に伴い改正する必要があり専決処分したので、地方自治法の規定により承認を求めます。

承認第4号「大石田町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について」であります。

地方税法等の一部改正に伴い改正する必要があり専決処分したので、地方自治法の規定により承認を求めます。

承認第5号「大石田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について」であります。

地方税法等の一部改正に伴い改正する必要があり専決処分したので、地方自治法の規定により承認を求めます。

議案第40号「除雪ドーザの取得について」であります。

除雪ドーザを購入するための入札を行い落札者が決定したので、地方自治法の等の規定により提案するものであります。

以上、今臨時会に提出いたしました議案の大要についてご説明申し上げます。なお、詳細については、担当課長から説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

#### 1. 議長(村岡藤弥君)

続いて、担当課長より補足説明を求めます。総務課長 二藤部康暢君。

#### 1. 総務課長(二藤部康暢君)

補足説明を申し上げます。

はじめに、報告第4号の損害賠償の和解についての専決処分の報告についてであります。3ページをお開き下さい。

専決の第8号として処理させていただきましたが、事故の発生年月日が本年の1月の26日であります。事故の発生場所、町道東町北線と町道上ノ原線幹線3号線との交差点ということで、東町

の本線とそれから固有名詞出してあれなんですけど、本間先生のところからの合わさりの丁字路ということでご理解いただきたいと思います。和解の相手方は、尾花沢市の下記の方であります。和解の原因といたしますのは、1月の26日にその交差点において、積雪により発生した段差が原因となって、尾花沢のかたのフロントバンパーなどが破損した物損事故による損害賠償であります。相手側に対しまして48,714円を支払うということで、基本的には50%であります。半々の負担割合というふうな示談を行ったところでもあります。詳細については全協(全員協議会)のほうで申し上げたいと思います。自治法の規定により専決したので報告するものであります。

続いて5ページをお開き下さい。

承認第1号「平成29年度大石田町一般会計補正予算(第11回)の専決処分の承認について」であります。補正予算書をご覧いただきたいのですが、めくっていただきまして、第1条に、総額から歳入歳出それぞれ530万円を減額するというふうにあります。主な内容を申し上げますと、農業振興費の園芸大国やまがた産地育成支援事業補助金が400万円の減。財産管理費で除雪業務委託料や庁舎の廃棄物運搬処理業務など130万円の減などを行っております。大きいのが歳入の面であります。各種交付金については交付実績に合わせて行いましたが、地方交付税を4,620万円の増、そして財政調整基金繰入金を1億円減額させていただいたというものであります。

そして、第2条で繰越明許費の補正としてさせていただいておりますが、

1. 議長(村岡藤弥君)

ちょっと待って下さい。

暫時休憩します。

休 憩 午 前 10 時 12 分

再 開 午 前 10 時 14 分

1. 議長(村岡藤弥君)

再開いたします。

総務課長 二 藤 部 康 暢 君、説明をお願いします。

1. 総務課長(二藤部康暢君)

最初からゆったほうがいいがっすは。(議長:「初めから。」)

一般会計の補正予算書専決第3号の表紙をめくっていただきまして、第1条に総額から530万円を減額するというふうにあります。先ほど申し上げましたように、農業振興費から400万円の減、財産管理費で除雪業務とか廃棄物運搬業務委託料など130万円の減などがあります。歳入で地方交付税を4,620万円程度の増額、一方で財政調整基金の繰入金を1億円減額させていただきました。

その他、第2条におきまして繰越明許費の補正ということで、大石田中学校の空調設備にかかる国の補正での交付金の内示がありましたので、事業の実施にあたって30年度に繰越させていただいたものであります。

以上の専決を3月28日付でさせていただきました。

次の承認第2号になります。国保の議案書をご覧下さい。

専決第4号になります。平成29年度大石田町国民健康保険特別会計補正予算(第5回)になります。

総額から688万4,000円を減額するというふうな補正であります。一般被保険者養給付費負担金が690万円の減額というものが主なものであります。歳入では、普通調整交付金をもって減額させていただいております。

議案書にお戻りください。議案書の9ページになります。

承認第3号「大石田町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について」ということで、11ページに専決第5号ということで3月30日付でさせていただきましたが、内容につきましては、県の道路の占用料徴収条例の一部改正に伴いまして行うものであります。道路占用料の額の基礎となる民間の地価のいわゆる評価額、これが反映するものであります。はっきり言いまして毎年減額なっているというようなことを反映すること。それから占有面積の端数処理方法を細かく設定するというようなことが主な内容になっております。

続きまして19ページをお開き下さい。

承認第4号になります。「大石田町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について」ということで、以下を省略させていただきますが、非常にボリュームのある改正文となっております。大きなものを申し上げますと、個人所得の課税で給与所得控除や法的年金控除の見直し、あるいはたばこ税の税率を本年10月から段階的に引き上げるなどなどの内容となっております。地方税法の改正に伴いまして、3月31日付で専決させていただいたものであります。

続いて51ページをお開き下さい。

承認第5号「大石田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について」ということで、こちらも地方税法等の一部改正等によるものであります。国保税の基礎課税や減額の際の限度額を引き上げること。それから、特定対象被保険者等に対するその窓口との証明書等の提示にかかる義務を緩和したということが2点上げられております。これも3月31日付で専決させていただきました。

57ページをお開き下さい。最後になります。

議案第40号「除雪ドーザの取得について」。町は、次により財産を取得するということで、財産は除雪ドーザ14t級1台。取得価格は2,147万400円。契約の相手方は、山形市のコマツ山形株式会社山形支店。支店長 木村陽一さん。5月9日に入札を行いました。落札者が決定いたしましたので、自治法、それから町条例の規定により提案するものであります。

平成30年5月11日提出 大石田町長 庄司喜興太。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

#### 1. 議長(村岡藤弥君)

以上をもって、上程議案について町長の提案理由の説明、及び担当課長の補足説明を終わります。

暫時休憩いたします。

10時25分より全員協議会を議場で開催します。

なお、5月1日よりクールビズとなっておりますので、全員協議会からクールビズ対応でお願いいたします。

休憩 午前 10 時 20 分  
(全員協議会[於:議場] 午前 10 時 25 分～午前 11 時 42 分)  
再開 午前 11 時 46 分

1. 議長(村岡藤弥君)

再開いたします。

議案の審議を行います。

日程第11. 報告第4号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。1番 岡崎英和君。

1. 1番(岡崎英和君)

詳細な説明を全員協議会でお聞きしました。それを踏まえたうえで町長の考えをお伺いします。

今回発生した地点、説明あったとおり、消雪道路と機械除雪道路の丁字路ということですが、同じようなシチュエーションの場所というのは多々ある中で、あそこだけ著しく段差が発生しやすくなっているのが実情です。この事件のあった1月26日以降も1ヵ月程度の間、著しい降雪によってあそこの道路の除雪を請け負っているところが、もちろん手が回らなくなり別の町との契約の業者に急ぎよ SOS の除雪をお願いし、段差解消のために、連絡を入れるということがこの冬も2、3件ありました。根本的に道路の修繕、改善を試みないと何度も、何度も同じことが発生すると思われます。そのへん、今後ちょっとどういったお考えなのか、町長お伺いいたします。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄司喜與太君。

1. 町長(庄司喜與太君)

東町地区のあその現場、私も通ってあれだな、ちょっと心配だなとは思っています。今後、県、町とのいろんな形のなかで検討していきたいと思っております。そのあと改修できるかどうか云々ということをもう一度考えてみたいと思います。以上です。

1. 議長(村岡藤弥君)

1番 岡崎英和君。

1. 1番(岡崎英和君)

今、町長からあったとおり、あそこはあの機械除雪をする側、いわゆるあの北側に向かって行く道路ですが、あのちょうど交差点付近から機械除雪の道路なんですが、あの目の前の消雪の設備が道路上に埋め込まれてあり、たぶんあの機械、ドーザがエッジを立てられないような環境なのかなというふうに、それが原因なのかなと思っておりますので、速やかに調査して対処していただければと思います。答弁は結構です。

1. 議長(村岡藤弥君)

他にございませんか。ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

報告第4号「損害賠償の和解についての専決処分の報告について」を終わります。

次に、日程第12. 承認第1号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これを

もって討論を終結いたします。

これより、承認第1号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。承認第1号は原案のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、承認第1号「平成29年度大石田町一般会計補正予算(第11回)の専決処分の承認について」は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第13. 承認第2号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、承認第2号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。承認第2号は原案のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、承認第2号「平成29年度大石田町国民健康保険特別会計補正予算(第5回)の専決処分の承認について」は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第14. 承認第3号より、日程第16. 承認第5号まで以上3件を一括して議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、承認第3号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。承認第3号は原案のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、承認第3号「大石田町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について」は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、承認第4号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。承認第4号は原案のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、承認第4号「大石田町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について」は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、承認第5号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。承認第5号は原案のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、承認第5号「大石田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について」は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第17. 議案第40号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。8番 齋藤公一君。

#### 1. 8番(齋藤公一君)

このドーザの取得についてであります。さっきの全協(全員協議会)のときに入札調書がありました。これあのそれで、立会人の遠藤課長からは、あとみな辞退して1社が入札やっただいごどであります。入札執行者の副町長の横山君にひとつお伺いしたいと思います。5社のうち4社も辞退したなかで、この入札を執行するというごどはちょっと私は競争入札にはならないのではないかなというふうに思うわけですが、やはりあの5社のうち4社も辞退したなかで、また代わりの業者を入れて入札というごどができなかったのかどうが。なんか県のやり方で1社でも入札しましたと、こういうふうなさっきの話で、課長の話であったわけですが、横山副町長はそういうごどをしなかったんですか。ちょっとお伺いします。



1. 議長(村岡藤弥君)

副町長 横山利一君。

1. 副町長(横山利一君)

お答えいたします。おそらく内容については全協(全員協議会)のなかで担当課長からお話が  
あったというふうに思いますが、いわゆる指名した業者、残り1社で競争になるのかというふうなご  
質問だと思います。基本はですね、今、議員おっしゃったように、1回中止をする、あるいはあの  
取りやめをしてもう一度新たな業者で指名をするというふうな手法はあるかと思いますが、そこに  
書いてあります指名されている、いわゆる納品する業者については、今あのそういうドーザを製造、  
販売できる、少なくとも全社であります。それ以外の会社になりますと基本的には商社になってし  
まいます。メーカーから仕入れてそれを売るという想定になりますので、当然ながら単価は上がって  
まいります。

なぜ、1社で入札を執行したのかということについてはですね、これもあの県のほうにも問い合わせ  
をいたしました。もし、1社で競争にならないという判断が従前からできるのであれば、入札の条  
件に対して1社になった場合は、入札を中止にしますという条件を付けた以上でない入札の中  
止はできないというふうな判断でありますので、それに従いまして入札を執行いたしました。結果  
については、予定価格を下回っておりますので、1回入札で落札者が決定をしたというふうな状  
況でありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

1. 議長(村岡藤弥君)

8番 齋藤公一君。

1. 8番(齋藤公一君)

私もいろいろこういう調書もらったわけですが、これ今回がね、こういうふうなあの事例は初め  
てであります。5社のうち4社が辞退して1社だけが入札やったと。こういうごどはあの県のほうから  
お聞きしたという、さっき課長もそういう答弁であったわけですが、これ大石田町ではこういうごど  
今までながったなどいうふうに感じております。そういうながであえてやはり1社だけの入札というご  
どは、私はいかがかなな感じがします。ここらは県のほうからお伺いしてやりましたというごどで  
ありますが、やっぱり私はもう一回、こういうふうな入札の方法ではなくて、新たに業者はもっとおる  
と思っております。あると思っておりますから、そういう業者を指名したながで、辞退をしないながでやはりあの  
入札すべきであったとこういうふうに思いますが、もう一回、副町長。

1. 議長(村岡藤弥君)

副町長 横山利一君。

1. 副町長(横山利一君)

あの最初に申し上げますと、基本的にはなんかの法令に違反をしてるということでは一切ありま  
せんので、まずはそこはご理解をいただきたいと思っております。

あとはあの今回辞退した主な理由というのは、廃ガス規制に伴って新しいエンジンを積めないとい  
うふうな状況であります。仮にそうしますと参考までに、ではいつまでだったら納品は可能なの  
かという情報も記させていただきました。2月にならないと無理だという話でした。私どもの降雪期  
は少なくとも12月にはもう稼働していなければなりませんので、2月に新しい除雪機械を持ってこ  
られてもそれは困るというふうな前提であります。ですから、納期が厳しいということもあるかと思  
いますけども、これからですね、今回、県内でほとんどの市町村、雪寒の市町村はこれから発注を  
します。当然ながらこれからの発注であれば、同じような状況になって納期が間に合わないとい  
うふうな状況になろうかと思っておりますので、私どもとしてはそれに対応できるように11月末に納品がで

きるというのは、今回の入札は大変良かったなというふうには考えております。ただ、先ほど申し上げたように、1社で競争が働かないというふうな心配はもちろんありますので、これから想定できるものについては、すべて1社になった場合は入札は中止をしますというふうな条件を付けさせていただきたいというふうに考えております。

1. 議長(村岡藤弥君)

他にございませんか。ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第40号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。議案第40号は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、議案第40号「除雪ドーザの取得について」は、原案のとおり可決されました。

以上をもって、平成30年第2回大石田町議会臨時会の全日程を終了いたしました。

町長より発言を求められておりますので、これを許します。大石田町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

本日の第2回町議会臨時会にあたり、一言お礼を申し上げます。

議員各位におかれましては、急きよご参集いただき、そして慎重審議のうえ、提案いたしました案件を原案どおりご承認、ご可決いただきまして、誠にありがとうございました。

今後とも、町民の声を聴き、町の地方創生の実現に向け、各分野において全力で取り組んでまいりますので、議員各位におかれましても変わらぬご指導を賜りますようお願い申し上げます。

本日は、大変ありがとうございました。

1. 議長(村岡藤弥君)

これをもって、平成30年第2回大石田町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

閉 会 午 後 0 時 00 分